

小規模保育園 むすび 重要事項説明書

□施設運営者

- 1・名称 小規模保育園 むすび
- 2・所在地 〒422-8035 静岡県静岡市駿河区宮竹1丁目13-6
- 3・事業内容 小規模保育園A型の運営

□開設年月日及び設置者等

- 1・開設年月日 平成31年4月1日
- 2・設置者及び管理者 合同会社むすび 代表 塩澤玲子

□事業の目的及び運営方針

- 1・事業の目的 児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行う事を目的とする。
- 2・運営方針 子ども1人ひとりを1人の人間・人格として受け止め、今後を自分らしく生きていくための土台作りをします

□施設概要

施設の種類	小規模保育事業（A型）	代表者	園長 塩澤玲子
施設の名称	小規模保育園 むすび	利用定員	3号認定のうち満1歳以上の子ども12名
開設年月日	平成31年4月1日		3号認定のうち満1歳未満の子ども6名
施設の所在地	静岡市駿河区宮竹1丁目13-6	職員数	12名（令和6年5月現在 うち育休2名）
連絡先	054-260-4554	嘱託医	きつずクリニックさの 佐野 正先生 葵先生
事業所番号	32281		静岡市駿河区敷地1丁目18-19

□開園日・開園時間及び休園日

1・保育を提供する日

月曜日から土曜日までとします。但し、年末年始（12月29日～1月3日）及び国民の祝日は休園とします。  
また、お盆期間及び年末年始前後、及び年度末日等は必要に応じて職員研修や保育準備などを理由に希望保育日とする場合があります。

2・保育を提供する時間

- ① 標準時間認定 月曜日～土曜日 7:00～18:00の範囲内で保育を必要とする時間（18:00～19:00は延長保育時間）
- ② 短時間認定 月曜日～土曜日 8:30～16:30の範囲内で保育を必要とする時間（7:00～8:30、16:30～19:00は延長保育）

□施設・設備等の概要

敷地面積 472.57㎡	建物構造 鉄骨2階建て（1階・保育室 2階・職員室）	延べ床面積 199.35㎡	園庭面積 21.68㎡	
施設の内容	設備（部屋数）	面積	設備（部屋数）	面積
	0歳児保育室（1室）	30.18㎡	屋外遊技場	24.00㎡
	1・2歳児保育室（1室）	39.15㎡		

“静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号。以下「市民例」という）”の定める基準を遵守し、施設及び設備を設置しています。

□職員の状況（令和6年5月現在）

市条例に定める基準を遵守し、下記の職員を配置しています

職種	人数	資格	職種	人数	資格	職種	人数
園長	1人	保育士	保育士	8人	保育士	調理員	1人

□提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

- ① 保育計画 歳児毎に年間・月間・週間計画を作成
- ② 毎日の保育の流れ（小規模保育園むすびのしおりを参照）
- ③ 食事の提供 小規模保育園むすびでは“給食も保育の一環”の思いを持って食事をご提供しています
- ④ 健康診断 ・内科・歯科健診 各年 2 回嘱託医が検診します ・身体測定 毎月 1 回、身長・体重の測定を行います
- ⑤ その他 保育に係る行事等の実施 子育て相談・発達相談の実施

□利用者負担その他の費用の種類

- 1・特定地域型保育に係る利用負担金（保育料） 本園に対し、支給認定を受けた市長の定める保育料のお支払い
- 2・保育の提供に要する実費にかかる徴収

項目	対象年齢	金額		備考
入園備品	0 歳児クラス	入園時・ 進級時	¥2,500	各クラスの備品内容については、 しおりを参照
	1 歳児クラス		¥3,500	
	2 歳児クラス		¥3,500	
行事費	対象年齢児	随時	—	事前に保護者様の同意を得てご請求 いたします
雑費	対象時	随時	—	園備品を使用の際や連絡ノートの補充

□支払方法

- 1・特定地域型保育に係る利用者負担金（保育料）口座振替払い
- 2・保育の提供に要する実費にかかる徴収 随時、集金袋によるご請求（現金でのお支払い）

□利用の開始に関する事項

- 1・入園の時は本園が定める所定の手続きを要する
- 2・入園については、静岡市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する

□利用の終了に関する事項

- 1・園児が満 3 歳を迎えた年度を終了した時
- 2・児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- 3・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

□緊急時における対応方法

保育中の体調の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うと共に、本園嘱託医へ連絡する等、必要な措置を講じます（しおりを参照）

□賠償責任保険の加入

本園では“あいおいニッセイ同和損害保険株式会社”様の傷害保険・施設賠償責任保険に加入しております

□非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：石田消防署 届出日：R1・5・27
防災設備	誘導灯・消火器・各種備蓄・火災報知器
避難訓練	火災及び地震・津波を想定し、月1回実施

□虐待防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待防止を図る為、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うと共に職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 塩澤玲子
-------------	---------

□要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています

苦情解決責任者	園長 塩澤玲子
苦情受付担当者	主任保育士
受付方法	園入り口意見箱、メール、電話および面談等により受付します
第三者委員	宮竹1丁目町内委員 民生委員児童委員